

見附市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び見附市下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

見附市長 稲 田 亮

見附市上下水道事業管理規程第 1 号

見附市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び見附市下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程の一部を改正する規程

(見附市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第 1 条 見附市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成 2 5 年見附市ガス上下水道事業管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 負担金の減免を受けた者で、その理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

(負担金の減免の取消し)

第 1 2 条の 2 管理者は、前条の規定により負担金の減免を受けた受益者でその理由が消滅したことが明らかな場合又は減免を継続することが適当でないと認めた場合は、その減免を取り消すことができる。

- 2 管理者は、前項の規定により減免を取り消した場合は、その旨を当該受益者に下水道事業受益者負担金減免取消通知書(別記第 1 2 号様式)により通知する。

第 1 3 条中「別記第 1 2 号様式」を「別記第 1 3 号様式」に改める。

別記第 1 2 号様式を別記第 1 3 号様式とし、別記第 1 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第12号様式（第12条の2関係）

		通知書番号	
		受益者番号	

下水道事業受益者負担金減免取消通知書

年 月 日

見附市長

印

年 月 日付で承認決定した減免を下記の理由により取り消しましたので、見附市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第12条の2第2項の規定により通知します。

取り消しの理由	理由： _____ により (該当地域) 負担区： _____ 所在地番： _____	
減 免 取 消 額		円
取 消 前 の 減 免 額		円
差 引 減 免 額		円

この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

(見附市下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 見附市下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程(見附市ガス上下水道事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 3 分担金の減免を受けた者で、その理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

(分担金の減免の取消し)

第11条の2 管理者は、前条の規定により分担金の減免を受けた受益者でその理由が消滅したことが明らかな場合又は減免を継続することが適当でないと認めた場合は、その減免を取り消すことができる。

- 2 管理者は、前項の規定により減免を取り消した場合は、その旨を当該受益者に下水道事業受益者分担金減免取消通知書(別記第12号様式)により通知する。

第12条中「別記第12号様式」を「別記第13号様式」に改める。

別記第12号様式を別記第13号様式とし、別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 1 2 号様式（第 1 1 条の 2 関係）

		通 知 書 番 号	
		受 益 者 番 号	

下水道事業受益者分担金徴収減免取消通知書

年 月 日

見附市長印

年 月 日付で承認決定した減免を下記の理由により取り消しましたので、見附市下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程第 11 条の 2 第 2 項の規定により通知します。

取 り 消 し の 理 由	理 由 : _____ により		
	(該当地域)		
	負担区 : _____	所在地番 : _____	
減 免 取 消 額		円	
取 消 前 の 減 免 額		円	
差 引 減 免 額		円	
この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。			

附 則

この規程は、公布の日から施行する。